

## 令和2年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和2年8月7日（金）午前10時

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

2番 中野 栄

4番 三須 清一

5番 大井 栄一

6番 大炊 三枝子

7番 成島 誠

8番 川村 泉治

9番 宮久保 勝

10番 根本 博

### 4. 出席事務局職員

局 長 増田 浩四郎

次 長 大井 一郎

農地係長 富塚 隆則

農政課主査長 廣瀬 弘忠

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）について

議案第3号 農用地利用配分計画（案）の変更について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する  
専決処分について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出書について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5  
条）

**三須清一会長** ただいまから、令和2年第8回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10名中8名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2番 中野栄委員

5番 大井栄一委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」は新規1件、再設定1件です。

議案第3号「農用地利用配分計画（案）の変更について」は、1件です。

以上で、議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

**三須清一会長** 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年8月7日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の畑1筆、面積は1,038平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇東側約424メートルに位置しています。位置図は、議案資料の4ページを御覧ください。

譲受人は社会福祉法人つくばね会で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。障害者支援における畑作業の拡大のため、農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から、調査結果についての報告をお願いいたします。

**大井栄一調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告します。

譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は借受地のみで約0.43ヘクタール、農業従事日数は年間300日です。トラクター、耕運機、草刈り機をそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当する社会福祉事業を行う法人であること、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については、原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年8月7日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は13ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑3筆、合計面積は1,427平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は5年間、全面積に対して〇万円です。

整理番号2番、使用賃借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先登録地目山林現況地目畑1筆、登記現況とも畑2筆、合計面積は1,721平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から、議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一調査会長** 議案第2号整理番号1番の借受者の経営面積は、自作地のみ約2.4ヘクタールです。農業従事日数は、本人と父が年間300日、母が280日、妻が250日です。農業施設、農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号2番の借受者の経営面積は、借受地を含め約2.1ヘクタールで、農業従事日数は、本人が280日、妻が200日、母が100日です。農業施設、農業機械等を一通りそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号整理番号1番、2番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第2号整理番号1番、2番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番、2番は原案どおり決定することとしました。

**三須清一会長** 続いて、議案第3号「農用地利用配分計画（案）の変更について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の4ページをお開きください。議案資料は15ページからとなります。

議案第3号「農用地利用配分計画（案）の変更について」。

農用地利用配分計画（案）の変更について、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年8月7日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、市長から農業委員会に対して農用地利用配分計画案の変更について意見を求められたものです。農地中間管理機構である千葉県園芸協会による〇〇〇の畑の貸付けに係る計画案を変更するものです。

計画の詳細は農政課より説明いたします。

**廣瀬弘忠農政課主査長** 農政課の廣瀬です。よろしくお願いたします。

私から、農用地利用配分計画の変更について説明いたします。

変更内容は、令和2年5月13日付、農委第38号で、意見なしと決定の通知がありました農用地利用配分計画の借受者を〇〇〇さんから、〇〇〇さん、〇〇〇〇さん2名の共有名義に変更するものです。

今回、〇さんが、農業次世代人材投資事業の経営開始型を夫婦で支援を望んでおり、個人での交付額が年間最大〇〇〇万円のところ、共有名義にすることにより、夫婦の場合は、年間最大〇〇〇万円の交付になります。

交付要件には、農地中間管理機構から農地を借り受けており、家族経営協定、農地等経営資源の共有などにより、共同経営者であることが明確である必要があります。実際に、夫婦で就農しており、変更によりそれらの交付条件を満たすことから、農地利用配分計画の変更について農業委員会の意見を求めます。

農政課からの説明は以上です。

**三須清一会長** 御苦労さまでした。

続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一調査会長** 議案資料の15ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、〇〇〇の農家に権利設定を変更するものです。権利設定を変更する土地は、同資料17ページの現況地目、畑1筆、面積が2,122平方メートルで

す。

第2調査会では、変更後であっても、貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの決定基準を満たしていることから、本計画案の変更は適当と判断し、全員一致をもって「付すべく意見はなし」との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第3号の農用地利用配分計画（案）の変更に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

（なし）

ございませんか。

（なし）

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、議案第3号の「農用地利用配分計画（案）の変更について」、「付すべく意見なし」と決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号の権利設定の変更については原案どおりと決定することになりました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。

報告は第1号から3号までの3件です。

報告第1号は「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。届出事由は住宅です。

報告第2号は「農地法第3条の3の規定による届出について」で、1件受理しました。届出事由は、相続です。

報告第3号は「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」10件受理しました。10件とも許可相当と認めると答申されました。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から3号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします

ます。

中野委員。

**中野栄委員** ちょっとお聞きしたいんですけれども、7月総会で許可相当とし、今回の県への諮問でも許可相当と判断された学校法人中野学園への所有権移転の伴う農地法第5条許可申請についてですが、これは譲渡人のひとりが亡くなってしまったときはどうなりますか。

**事務局** 事務局で既に亡くなられたことを把握していますので、亡くなった申請者の名前で許可書を出すことはできません。その場合、継承者または相続人全員の名前で出すことになりますが、亡くなったのがまだ最近なので、相続人と事務局でまだ話ができていないことから、今後協議して許可書を交付します。改めて、許可申請をしなければならないということにはなりません。

**三須清一会長** よろしいですか。

**中野栄委員** はい。

**三須清一会長** 他にございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第8回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人